

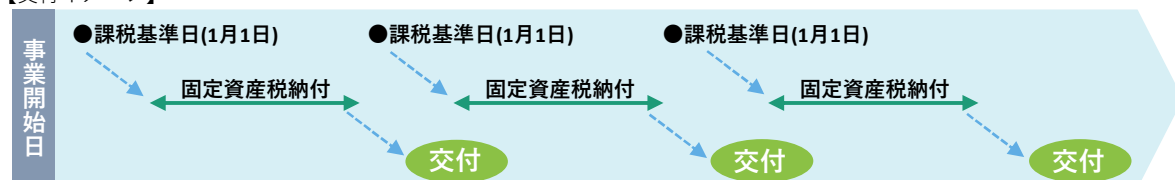
企業立地優遇制度のご案内

企業立地奨励金

町の指定を受けた企業者の家屋・土地に対する**固定資産税**に相当する額を事業開始日以後、最初に固定資産税を課せられることとなる年度から**3年間**交付します。

※上限：交付対象期間の総額で1億円

【交付イメージ】

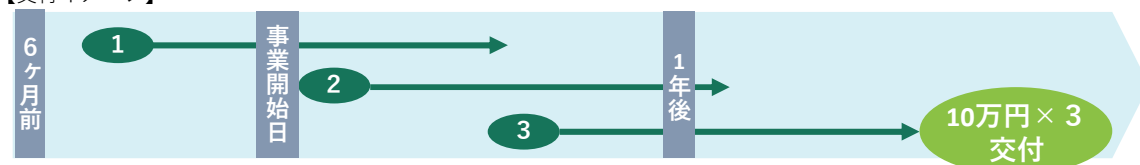


雇用奨励金

町の指定を受けた企業者が新設した事業所の事業開始日の6ヶ月前から事業開始日から起算して1年を経過する日までの間に、新規雇用者を3人以上雇用し、雇用した日から1年以上引き続き雇用した場合、**新規雇用者の数×10万円**を交付します。

※1,000万円を限度 ※交付は1回限り

【交付イメージ】



<対象業種>

日本標準産業分類で分類された業種のうち次に掲げるもの

— 大分類 —	— 中分類 —
①製造業	すべて
②情報通信業	すべて
③運輸業、郵便業	道路貨物運送業 倉庫業 運輸に附随するサービス業(こん包業に限る)
④学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関
⑤サービス業(他に分類されないもの)	自動車整備業 機械等修理業(機械修理業に限る)

<対象企業者>

- ①町内に事業所を新設、移設または増設する企業者。
- ②家屋の取得費又は投下固定資産のどちらか低い額が5,000万円以上。
- ③土地の取得費又は投下固定資産のどちらか低い額が5,000万円以上、かつ面積が3,000平方メートル以上。



※詳細については、利府町企業立地促進要綱・利府町企業立地促進基準をご参照ください。

<本補助金に関するお問い合わせ>

利府町経済産業部商工観光課

TEL:022-767-2120

mail: syoukou@rifu-cho.com

ホームページ

